

## 社会福祉法人福井市社会福祉協議会 行動計画

性別にとらわれず、誰もが安心して長期就業できる職場環境を形成するため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：職員の継続就業に資するため、全職員を対象に育児休業・介護休業制度に関する研修等の機会を設け、職員間の相互理解を進める。

<取組内容>

- 令和6年4月～
- ① 育児休業・介護休業制度や制度の運用に関する研修の実施又は研修の受講促進に取り組んでいく。
  - ② 育児休業・介護休業の対象者（復帰者含む）に対して、随時上司の面談を行う。

目標2：事務局職員の年次有給休暇の取得割合を、一人当たり平均60%以上とする。

<取組内容>

- 令和6年4月～
- ① ゴールデンウィーク等に合わせた長期休暇の取得を奨励する。
  - ② 年次有給休暇の計画的付与を実施し、上司が取得状況を点検する。
  - ③ 年次有給休暇を取得しやすい職場風土づくりを目指し、職員同士で相協力して仕事に取り組むとともに休暇取得を促す声かけを行う。
  - ④ 毎月の取得状況を定例幹部会で報告するとともに、目標達成が困難な職員がいないか点検する。